

第8回糸島市子どもの権利委員会会議録

期日：令和5年11月2日（木）10：00～12：00

場所：糸島市役所 本館3階 第1委員会室

役職	氏名	肩書等
委員長	田北 雅裕	九州大学 人間環境学研究院 専任講師
副委員長	安孫子 健輔	こどもアドボカシーセンター福岡 理事長 弁護士
委員	荒木 恭子	福岡県福岡児童相談所 里親・施設課長
委員	榎田 剛	一般社団法人 太剛 ファミリーホーム神在 管理者
委員	重富 紀子	糸島市小学校校長会（深江小学校）
委員	古藤 浩二	糸島市中学校校長会（福吉中学校）
委員	川崎 真弓	糸島市PTA連絡協議会
委員	吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 会長
委員	大熊 海翔	公募
委員	中尾 雅幸	公募

事務局

所属	氏名	職名
こども教育部	山下 千恵子	担当部長
こども教育部	小嶋 智嗣	部長
子育て支援課	波多江 智英	課長
学校教育課	吉永 政博	課長
子育て支援課	木村 和美	課長補佐
子育て支援課	春日 由佳子	課長補佐
子育て支援課	山崎 直樹	課長補佐
学校教育課	福田 貴史	課長補佐
学校教育課	中村 悠毅	係長
学校教育課	安部 祐子	係長
学校教育課	野口 順也	主幹

1 開会

2 出席確認…委員：重富委員・古藤委員欠席

事務局：学校教育課中村係長・子育て支援課木村課長補佐欠席

3 委員長挨拶

4 経過報告

(1) 会議録 第7回委員会の会議録について

11/9（木）まで修正意見を受け修正した会議録について、委員の姓は表記せずにホームページに掲載する。

(2) その他

5 協議事項（議事進行：委員長） ※傍聴3名。

(1) 子どもの意見聴取のためのワークショップの報告及びその意見を受けての子どもの権利（案）について

【事務局説明】

【委員長説明】

➤質疑応答

〈委員〉	<p>ワークショップで進行役として参加した。小学生では、自分の意見をどう伝えるかが難しいという意見があった。</p> <p>子どもの意見をただ聞くだけではなく、その意見をどうやって考えてもらうか、どう言葉で伝えるかというのが、今回ワークショップのでの難しかったところと感じた。</p> <p>また、今のこどもの意見は、自分が子どもの頃とは違うということを実感した。</p> <p>今を生きている子どもの意見を尊重し、大人の決めつけにならないような条例にしないといけないと思った。</p>
〈委員〉	<p>高校生のワークショップの開催場所は、こどもの居場所であった。大人が企画したものに高校生が参加するという場ではなく、高校生の企画を尊重し、その実行のために大人が環境整備をするという場である。この場所での活動を5年間行っているが、この5年間で高校生たちが自分の意見を表明することがよりできるようになったと感じている。</p> <p>意見については、意見表明の権利や、豊かに育つことができる権利など、日頃気づいてない権利については意見が出にくいと感じた。特定の意見についてヒアリングするなど検討してもよいと思った。</p>

<p>〈副委員長〉</p>	<p>今回のワークショップでは、子どもの横に大学生やアドボケイトが座り、進行していた。班で話す中だけではなく、その間に、隣の大学生やアドボケイトと子どもが話している場面も見られた。そこで出た意見を形成し、意見を表明することを支援できていたことが良いと思った。今後の子どもの意見聴取の参考になると考える。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>子どもたちが最終的にワークショップの主旨を理解できていたのか、というのは、最終的に疑問は残った。</p> <p>最終的には模造紙に意見を集め、それと条例（案）に明記するであろう子どもの権利（案）と紐づけてあるのは分かったが、ワークショップは難しいな、という印象を受けた。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>今回の子どもたちが今後ワークショップに参加するときには、更に理解は深まっていると思う。今後のワークショップの参考にさせてもらう。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>最善の利益について、考慮したうえで子どもに「教える」という修正案があった。子どもからの意見で、「希望する大学へ進学するよう支援してほしい」というものがあった。これは大学へ進学するための支援として、発達に関する権利と捉えることもできるし、状況を知っている大人から、最善の利益という視点で教えるということにも捉えられる。「教える」という表現の問題でどの権利に追加するのかということになると考える。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>小学生などについては、自己決定が難しいので、大人が最善の利益を考慮し、良い選択しを子どもに教え、その中から子どもが選ぶということになると思う。最善の利益を「教える」ということはよいと思う。</p>
<p>〈副委員長〉</p>	<p>「教える」という追加した文言については、最善の利益ではなく、意見表明の項目に追加したほうが良いと考える。</p> <p>「教える」という表現は、条約では教育の権利や、国からの条約の周知という箇所でストレートに出てくるが、今議論になっているのは、子どもの希望がかなわなかった時などに、それをどのように子どもに「教える」、説明するのか、ということだと捉えている。</p> <p>よって、意見表明と「教える」、説明するというのはセットになるべきと考える。</p> <p>子どもの意見で、今回の子どもの権利（案）の大人側の責務に対して、実行面での子どもの立場からの不安という意見があった。</p>

	<p>「教える」というものが最善の利益の項目にあると、全て決定権がある大人が決めるものだ、受け身の表現になってしまう。</p>
〈委員〉	<p>「教える」が最善の利益にあることは、大人から子どもへの押し付けにつながってしまう恐れがあると感じる。</p>
〈委員長〉	<p>「休み及び自由に過ごすことができ豊かに育つことができる権利」に「環境」を追加したことについてはどうか。</p>
〈副委員長〉	<p>子どもがわかりやすいように「場所」にしては、という意見もあったが、「環境」には人・予算などソフト面の概念が外れてしまう。</p>
〈事務局〉	<p>「環境」というキーワードが子どもにわかりにくいという意見があったが、条例施行後の子どもへの周知リーフレットなどで工夫していく。</p>
〈委員長〉	<p>この条例（案）は、まだ今後様々な経過で変更になる。現時点で一旦「環境」という言葉にすることでよいか。 ※出席全委員同意。</p>
〈委員長〉	<p>差別禁止の項で、子どもからは「学力で差別しないで欲しい」という意見があった。委員の意見を聞きたい。</p>
〈委員〉	<p>学力というのは目に見えないもの。大人側が点数を決めランク付けしているもの。要は目に見えるものだけでは決めて欲しくないということだと思う。逆に学力という言葉を入れられると嫌だという子どももいるとは思う。</p>
〈委員〉	<p>子どもにとっては学力というのは点数も出るもので、指標とされるもの。子どもは学力で差別されているということは感じているはず。</p>
〈委員長〉	<p>学力の有無で犯人扱いされたという事例もある。検討する余地はある。</p>
〈副委員長〉	<p>学力に関しては国連の子供の権利委員会から、日本の競争的な教育環境について、是正するようというのを再三言われている。非常に重要なポイントではある。</p>
〈委員長〉	<p>本日学校現場にいる委員が欠席していることもあるため、次回への検討持越しとしたい。</p> <p>最善の利益の「秘密を守ります」の「秘密」を「プライバシー」に変える</p>

	<p>ことについてはどうか。</p>
〈委員〉	<p>子どもからは、秘密またはプライバシーを「大人が知ろうとすることはしないよ」という態度をあらわして欲しいという意見があった。</p>
〈委員長〉	<p>今の意見から、秘密をプライバシーと変更することによって、大人の「素人しない態度を示す」部分が補われると考えられる。</p> <p>秘密をプライバシーに変更することでよいか。※全出席委員同意</p>
〈委員長〉	<p>子どもからの意見から、子どもが参加しやすい、意見が出しやすい環境づくりも必要と感じられた。</p> <p>次回委員会以降で、意見表明・参加についてと、本日の「子どもに『教える』」ことの整理。また差別禁止に「学力」を加えるかということについて、議論したい。</p>

(2) 今後のスケジュール（案）について

【事務局説明】

➤ 質疑応答

〈委員〉	<p>これまで条例（案）の中の子どもの権利（案）を深掘して議論してきたが、今後子どもの権利保障などをどのように推進していくかという条例（案）全体の議論はどのようになるのか。</p>
〈事務局〉	<p>国の「こども大綱」の状況を見て、糸島市の条例（案）全体については委員会で議論いただく予定である。</p>

(2) その他

なし

【その他】

なし

≪ 協議終了 ≫

6 その他

なし

次回開催について

〈事務局〉 第9回委員会日程 令和5年12月以降予定

7 閉会 副委員長から謝辞 12:00